

平成 22 年 12 月 8 日

資 料

(法人課税等)

法人実効税率について

法人実効税率について

P

- **平成 22 年度税制改正大綱（抄）（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）**
租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととします。
- **新成長戦略（抄）（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）**
日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる。その際、租税特別措置などあらゆる税制措置を抜本的に見直し、課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、税率を段階的に引き下げる。
- **財政運営戦略（抄）（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）**
租税特別措置については、平成 22 年度税制改正大綱の方針に沿ってゼロベースから見直すこととする。
新たに減収を伴う税制上の措置については、それに見合う新たな財源を確保しつつ実施することを原則とする。
- **新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策（抄）（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）**
法人実効税率の引下げについては、日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、課税ベースの拡大等による財源確保と併せ、23 年度予算編成・税制改正作業の中で検討して結論を得る。
- **第 176 回国会・菅内閣総理大臣所信表明演説（抄）（平成 22 年 10 月 1 日）**
法人課税については、税制の簡素化、海外と比較した負担といった観点から、年内に見直し案を取りまとめます。

⇒ こうした閣議決定等に照らし、法人実効税率引下げの効果や財源についてどう考えるか。

中小法人に対する軽減税率について

中小法人に対する軽減税率について

P

検討の視点

- 基本税率（現行 30%）とのバランスをどう考えるか
- 個人事業主に適用される所得税の税負担とのバランスをどう考えるか
- 税制改正大綱を踏まえ、課税ベースの見直しによる財源確保をどう図るか（税率 1% 当たり 250 億円弱の減収）

平成 23 年度税制改正主要事項にかかる提言（抄）（2010 年 12 月 6 日 民主党）

○ 中小企業支援

中小企業は我が国経済の基盤かつ雇用の源泉である。中小企業対策という視点は特に重要である。このたび期限切れを迎える中小法人にかかる軽減税率については、脆弱な財務基盤の中小企業をさらに応援できるように、民主党が 11% を主張してきた経緯もあり、財源を確保しつつ引下げを目指していくべきである。（以下略）

平成 23 年度税制改正要望の 2 次査定において
「主要事項」の中で取り上げることとされた中小企業等関係の租税特別措置（主なもの）

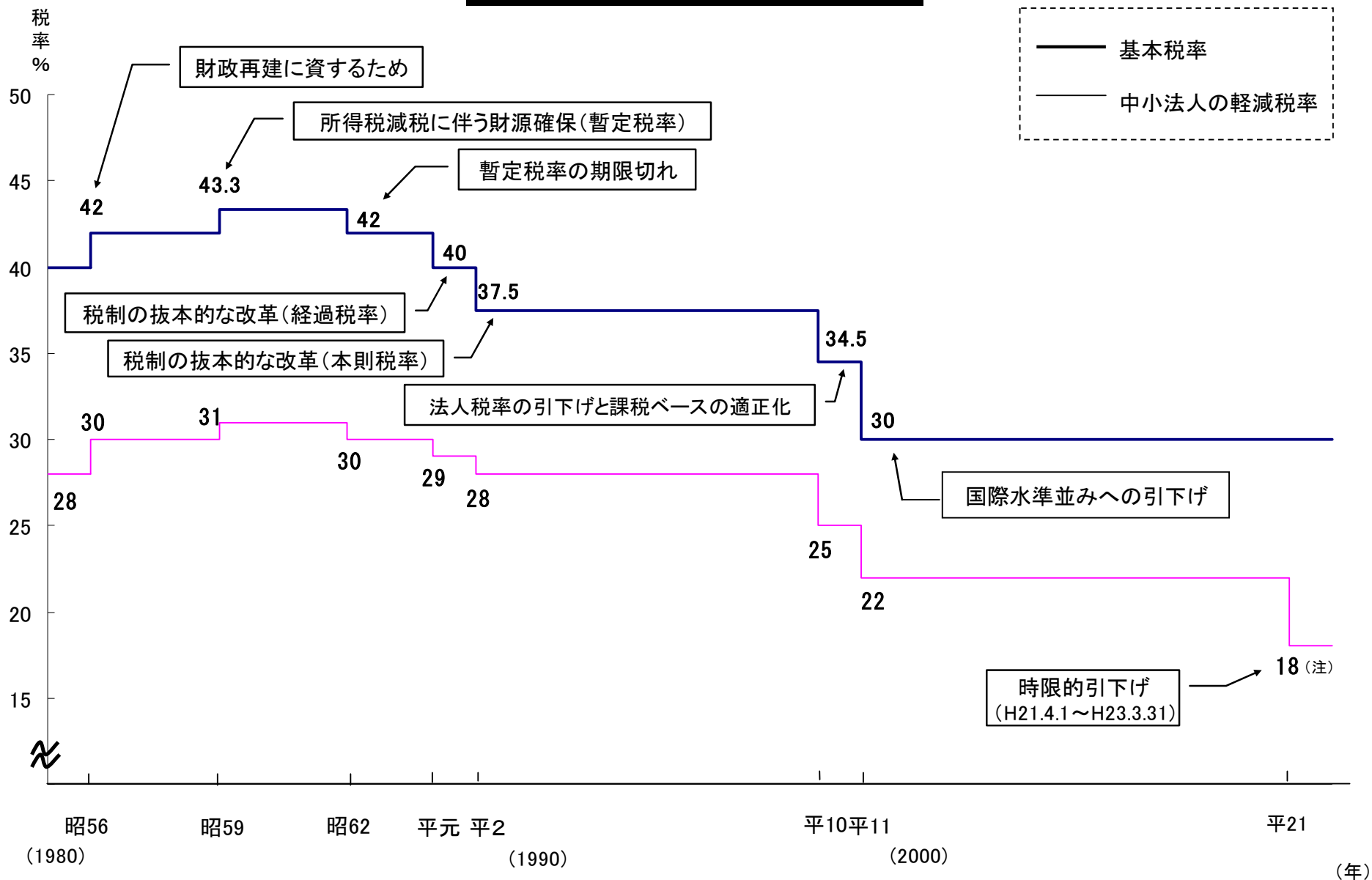
- 中小企業者等の法人税率の特例

- 中小企業等基盤強化税制
 - ・ 中小企業等基盤強化税制（経営革新計画）
 - ・ 中小企業等基盤強化税制（中小卸売、小売及びサービス業）
 - ・ 中小企業等基盤強化税制（教育訓練費）
 - ・ 中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制） 等

- 商工組合等の留保所得の特別控除

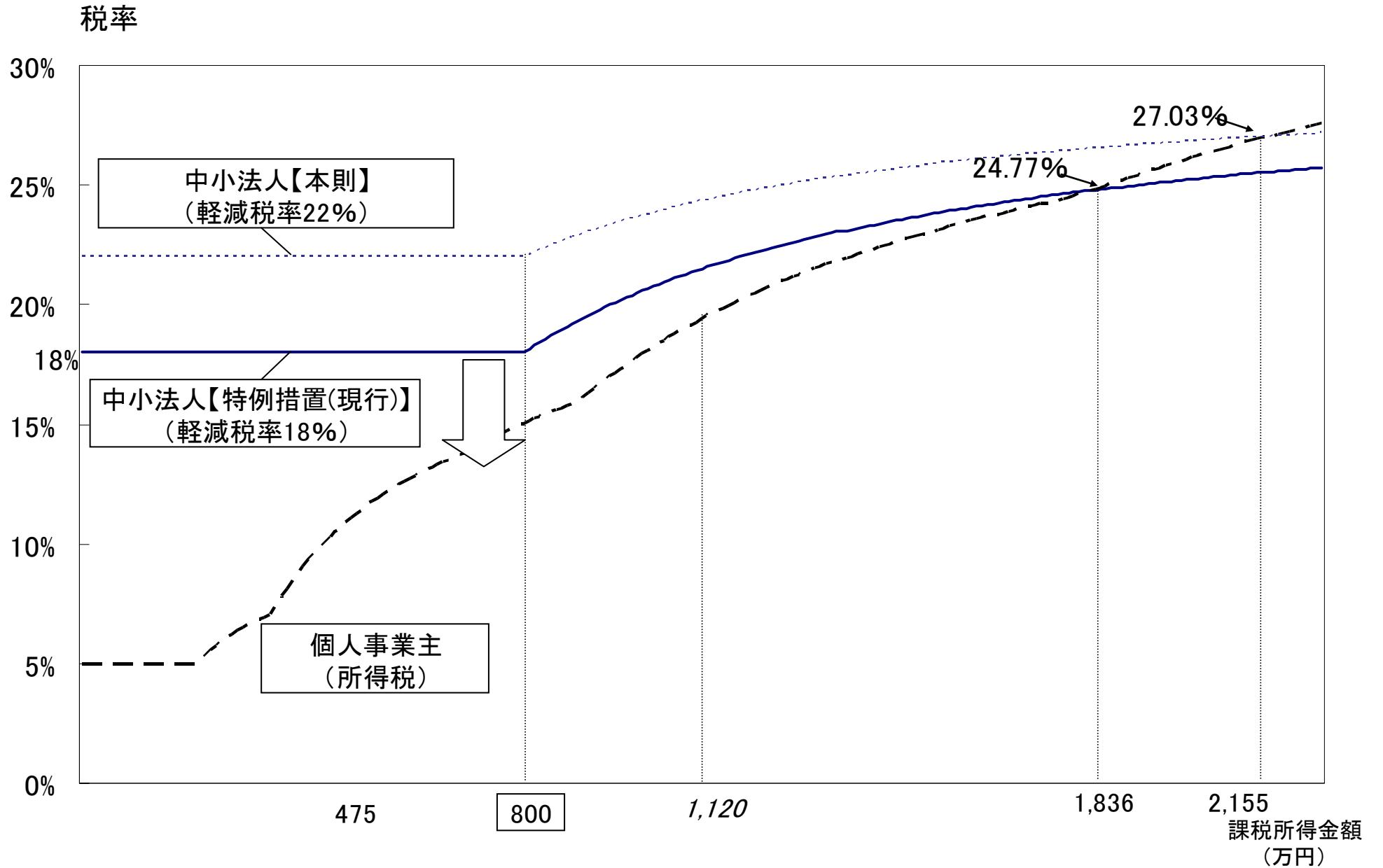
- その他

税率の推移



(注) 平成21年4月1日から平成23年3月31日の間に終了する各事業年度に適用される税率。

中小法人と個人事業主との実効税率比較(国税)



企業立地等を促進するための政策税制
(総合特区制度、アジア拠点化推進税制)
について

新成長戦略（抄）（6月18日閣議決定）

フロンティアの開拓による成長

Ⅲ. アジア展開における国家戦略プロジェクト

7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等

日本を「アジア拠点」として復活させるため、高度人材等雇用への貢献度等と連動したアジア本社・研究開発拠点等の誘致・集積を促す税制措置を含むインセンティブ制度について、2011年度からの実施を目指して検討する。

Ⅳ. 観光立国・地域活性化における国家戦略プロジェクト

11. 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等

地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。具体的には、①我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域を対象とする「国際戦略総合特区（仮称）」を設け、我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む。その際、法人税等の措置についても検討を行う。また、②全国で展開する「地域活性化総合特区（仮称）」では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じる。

総合特区制度に係る税制上の措置（案）について

1. 目的

国・地域を通じた規制・制度改革を基軸として、地域活性化の取組みを促進し、成長戦略の推進を図る。このため、
（１）我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進することを目的とした国際戦略総合特区、
（２）地域の資源や創意工夫を通じた地域活性化を目的とした地域活性化総合特区
を創設する。

2. 税制措置の概要

※ 平成 26 年 3 月 31 日までに指定を受けた事業者に適用

（１）国際戦略総合特区

- ① 国際戦略総合特区内において、地方公共団体の指定を受けた事業者が、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、認定計画に記載された事業を行うために一定規模以上の設備等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる制度を創設する。
- ② 国際戦略総合特区内において、地方公共団体の指定を受けた事業者が、専ら、認定計画に記載された総合特区で適用される規制・制度の特例を活用した事業を行う場合、当該指定の日から 5 年間、一定の要件の下、当該事業による所得の一定割合を控除できる制度を創設する。

※ 上記①と②の措置は選択制。

※ 国際戦略総合特区の指定数は、少数に厳しく限定。

（２）地域活性化総合特区

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる株式会社の範囲に、社会的課題解決に資する事業である特定地域活性化事業を行う指定法人を加える。（エンジェル税制の拡充）

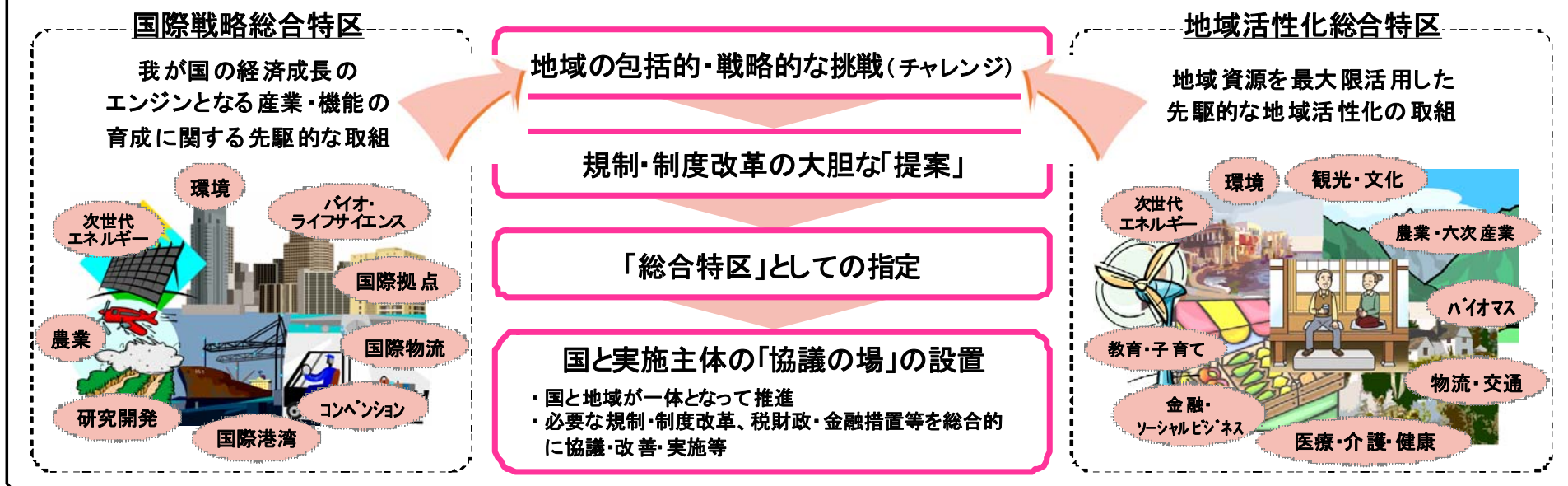
「総合特区制度」の創設

「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(H22.6.18閣議決定)

- 経済財政運営の最重要課題は、過去の政権が残してきた**規制・制度の束縛**や、適切な政策及びそのために必要となる財源確保の努力の欠如を**是正し、本来の需要を実現**すること
- ルールの変更や需要面からの政策を呼び水として実行**することによって、これらの**需要を顕在化させるとともに雇用を創出し、日本が本来持つ成長力を実現**することが、優先順位第一の課題
- 制度改革と一体的に実施することで相乗的な効果が期待される政策・事業を重視する。特に、**潜在的な需要を抑えているルールを変更することは極めて重要**

○新成長戦略の「21の国家戦略プロジェクト」として総合特区制度の創設を位置付け

2つのパターンの「総合特区」により、
拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る



アジア拠点化推進税制（案）について

1. 目的

我が国の持続的な経済成長を実現する観点から、グローバル企業の高付加価値拠点（統括事業及び研究開発事業の拠点）の国内立地を促進し、我が国産業の振興及び雇用の増大を通じて経済発展を図る。

2. 税制措置の概要 ※ 平成 26 年 3 月 31 日までに認定を受けた事業者に適用

- (1) グローバル企業のグループ会社で、専ら、統括事業又は研究開発事業を行うもののうち、主務大臣に事業計画の認定を受けたものが一定の要件を満たす場合、認定を受けた日から 5 年間、所得控除ができる制度を創設する。
- (2) グローバル企業が、上記の会社の取締役等に対して付与したストックオプションを、現行のストックオプション税制の対象に加える。

【主な要件】

1. 国際的に業務展開する外国法人のグループ会社として、新規に設立された企業であること
2. 専ら統括業務（※）又は研究開発業務を営む企業であること
※ 2 以上の子会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関する指示を行う事業
3. 計画期間中に一定以上の雇用を確保すること
※ 統括事業：計画期間中 10 人以上を維持、かつ、5 年目終了時までには 8 人以上追加
※ 研究開発事業：計画期間中 10 人以上を維持、かつ、5 年目終了時までには 15 人以上追加
※ 外国人を雇用する場合は、その全員が高度人材であること
4. 計画期間中に一定以上の投資を行うこと
※ 統括事業：資本金 1 億円以上、かつ、5 年目までに 5 億円以上
※ 研究開発事業：年間の研究開発費が 1 億円以上

背景

○アジア新興国等の急速な経済成長に伴い、我が国の立地競争力は急速に低下。このため、日本に立地するグローバル企業の重要拠点が海外に流出しており、このままでは我が国産業が空洞化するおそれ。

概要

○グローバル企業のアジア本社や研究開発拠点の我が国への呼び込みを推進するため、認定を受けたグローバル企業に対し、課税の特例や特許料等の特例等の支援措置を講ずる。

措置事項の概要

1. 対象となる事業活動について

○グローバル企業が我が国において新たに法人を設立して実施する研究開発事業及び統括事業(※)

※子会社の事業の方針の決定等に係る業務

2. 計画の認定について

○我が国において研究開発事業又は統括事業を行おうとするグローバル企業が、事業計画を作成・提出。当該事業計画が基本方針等に照らし適当である場合には、主務大臣の認定を受けることができる。

3. 支援措置について

○認定グローバル企業について以下の支援措置を講ずる。

- ・税制措置(法人税負担の軽減等)
- ・特許料等の減免 等

